

米子市型下水道用鋳鉄製マンホールふた承認申請提出要領

1 提出書類

(1) 新規の場合

- ・ 米子市型下水道用鋳鉄製マンホールふた承認申請書（様式－１）
- ・ 製作図（寸法、質量、製作表示等）
- ・ 日本工業規格表示許可書の写し
- ・ 下水道用資機材製造工場認定書写し
- ・ 品質管理体制報告書
- ・ 社内検査体制報告書
- ・ 緊急時連絡先
- ・ 納入実績報告書
- ・ 検査報告書（検査実施後）

(2) 更新または、変更の場合

- ・ 米子市型下水道用鋳鉄製マンホールふた承認申請書（様式－１）
- ・ 下水道用資機材製造工場認定書写し
- ・ 納入実績報告書
- ・ 変更があった箇所の説明資料
- ・ 検査報告書（検査実施後）

2 認定条件

- (1) 承認を受けようとする製品が、本市の性能規定書を満足すること。
- (2) 製品の製造工場が、日本国内に所在すること。
- (3) 本市から製品に関する資料・製造工場における管理資料等の提出を求めた場合速やかに対応すること。
- (4) 納入製品に不都合や問題が発生した場合、製造業者の責任として速やかに原因の究明を行うとともに、誠意を持って対応を行なうこと。

3 承認申請について

- (1) 製品の承認を受けようとする製造業者は、必要書類とともに米子市型下水道用鋳鉄製マンホールふた承認申請書（様式－１）を提出してください。
- (2) 新規の承認を受けようとする製造業者は、次年度以降の工事に使用する製品について、毎年３月末までに承認申請を行ってください。
ただし、平成２３年度内の申請については、申請年度内の工事にて使用する製品についても承認することとします。
- (3) 更新または、変更の承認を受けようとする製造業者は、有効期間内の３月末までに次年度以降の工事にて使用する製品について、承認申請を行ってください。
- (4) 承認の有効期限は、３年以内とします。

4 承認の解除について

つぎに示す事項が生じた場合は、有効期間内であっても承認を解除します。

- (1) 承認条件が履行されない場合。
- (2) 納入された製品に欠陥等があった場合。
- (3) 不正行為、反社会的行為等が認められる場合。
- (4) 廃業した場合。

5 その他

より良い製品を納入していただくため、仕様を改定する場合があります。
改定する場合は、一定の期間を設けた後、実施します。

6 問い合わせ先

〒６８３－０８３４

鳥取県米子市内町１７２－１

米子市下水道部計画整備課 TEL0859-34-1397 FAX0859-34-7522